**農用地区域からの除外申出　必要書類一覧**

令和４年４月１日現在

共 通 書 類

　１．除外申出書　　　　（ 認印不可 ）

　２．変更後の使用目的に係る資料

　３．住民票の写し　　　（ 事業計画者・土地所有者 ）

　　　　※ 本籍・続柄の記載されたもの。転用目的が分家住宅の場合、世帯全員分

　　　　※ 事業計画者が法人の場合は、履歴事項全部証明書および定款

　４．申出地の全部事項証明

　５．案 内 図　　　　　（ 申出地付近の状況が分かる地図等、申出地を朱囲い ）

　６．公図の写し　　　　（ 申出地を朱囲い ）

　７．土地利用計画図　　（ 計画建物・既存建物・資材等の配置および排水計画 ）

　８．隣接地同意書　　　（ 認印可、隣接する農地以外は不要 ）

　９．土地権利者の同意書（ 認印不可 ）

　　　　※ 事業計画者と土地所有者が違う場合および抵当権等の設定がある場合

　10．印鑑証明書　　　　（ 事業計画者および土地権利者 ）

　11．現況写真　　　　　（ １ヶ月以内に撮影されたもの、申請地を朱囲い ）

　12．誓 約 書

　13．代替性の確認資料　（ 代替地がないことを確認する名寄帳・地図など ）

　14．委 任 状　　　　　（ 申出手続きを委任する場合 ）

転用計画ごとの添付資料 　※主な転用計画

　〇 農家住宅・分家住宅

　　　・戸籍謄本　　　　（ 事業計画者と土地所有者との関係が分かるもの ）

　　　・農家証明書　　　（ 農家住宅および農家分家住宅の場合 ）

　　　・名 寄 帳　　　　（ 事業計画者と配偶者および土地所有者 ）

　　　　　※ 無資産の場合は無資産証明書（杉戸町および住所地）

　　　・借家の賃貸借契約書の写し　（ 借家に居住している場合 ）

　〇 資材置場・駐車場

　　　・営業証明書　　　（ 杉戸町内に営業所があることが条件となります ）

　　　・資材置場、駐車場の設置に係る資料

　　　・名 寄 帳　　　　（ 事業計画者 ）

　　　・車検証の写し　　（ 土地利用計画図等に記載されている車両のもの ）

　〇 既存施設の拡張

　　　・既存敷地の全部事項証明

※　裏面もご確認ください　※

必 要 部 数

　　提出書類は正本１部、副本３部を提出してください。（副本はコピー可）

　　※ ただし、写真や図面などのカラー資料は、全てカラー印刷のうえ

　　　 追加で３部提出してください。（全部で７部）

注 意 事 項

　〇 必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

　〇 提出書類は交付日から３か月以内のものを提出してください。

　〇 申出書などの様式は、杉戸町ホームページからダウンロードできます。

　　　※トップページ 左側『インターネットサービス』内の『申請書ダウンロード』

　〇 申出内容によっては除外できない場合もありますので、ご注意ください。

　〇 農地法・都市計画法等に違反がある場合、是正してからの申出となります。

　　 申出後に違反が発見された場合、申出を取り下げていただきます。

杉戸町産業振興課　基盤整備担当　内線323